

改正後	改正前
個④005 所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書（裏面） 書 き か た 1 この届出書は、①住所を有する者が、その住所地に代えて居所地を納税地とする場合、②住所又は居所を有する者が、その住所地又は居所地に代えて事業所等の所在地を納税地とする場合又は③居所地又は事業所等の所在地を納税地としていた者が、その納税地に代えて住所を納税地とする場合に提出するものです。ただし、納税地の指定を受けている場合は除きます。 2 この届出書は、納税地としている住所地又は居所地を所轄する税務署長（上記 1 の③の場合は、納税地としていた居所地又は事業所等の所在地を所轄する税務署長）及び納税地とする居所地又は事業所等の所在地を所轄する税務署長（上記 1 の③の場合は、住所を所轄する税務署長）に提出してください。 3 届け出る税目に応じて、標題の「所得税・消費税の……」の「所得税・」又は「・消費税」の不要の文言を抹消してください。 4 「1 納税地」欄の右側の「住所、居所、事業所等の区分」欄には、変更前の納税地と変更後の納税地がそれぞれ住所、居所地又は事業所等のうち、いずれに該当するかを書きます。 5 「2 居所又は事業所等の所在地を納税地とすることを便宜とする事情」欄には、上記 1 の①又は②に該当する場合は、居所地又は事業所等の所在地を納税地とすることを便宜とする事情を、上記 1 の③に該当する場合は、居所地又は事業所等の所在地を納税地とする必要がなくなった事情を、できるだけ具体的に書いてください。 また、上記 1 の③の場合は、「3 事業所等の所在地及び事業内容」欄に書く必要はありません。 留 意 事 項 〔振替納税をご利用の方へ〕 納税地の変更により管轄の税務署が変更となった場合は、新たに振替納税の手続が必要となります。 確定申告の時期や、振替納税を利用する国税の法定納期限が迫っている場合は、すみやかに「<u>預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書</u>」を、変更後の納税地を所轄する税務署長へ提出願います。	個④005 所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書（裏面） 書 き か た 1 この届出書は、①住所を有する者が、その住所地に代えて居所地を納税地とする場合、②住所又は居所を有する者が、その住所地又は居所地に代えて事業所等の所在地を納税地とする場合又は③居所地又は事業所等の所在地を納税地としていた者が、その納税地に代えて住所を納税地とする場合に提出するものです。ただし、納税地の指定を受けている場合は除かれます。 2 この届出書は、納税地としている住所地又は居所地を所轄する税務署長（上記 1 の③の場合は、納税地としていた居所地又は事業所等の所在地を所轄する税務署長）及び納税地とする居所地又は事業所等の所在地を所轄する税務署長（上記 1 の③の場合は、住所を所轄する税務署長）に提出してください。 3 届け出る税目に応じて、標題の「所得税・消費税の……」の「所得税・」又は「・消費税」の不要の文言を抹消してください。 4 「1 納税地」欄の右側の「住所、居所、事業所等の区分」欄には、変更前の納税地と変更後の納税地がそれぞれ住所、居所地又は事業所等のうち、いずれに該当するかを書きます。 5 「2 居所又は事業所等の所在地を納税地とすることを便宜とする事情」欄には、上記 1 の①又は②に該当する場合は、居所地又は事業所等の所在地を納税地とすることを便宜とする事情を、上記 1 の③に該当する場合は、居所地又は事業所等の所在地を納税地とする必要がなくなった事情を、できるだけ具体的に書いてください。 また、上記 1 の③の場合は、「3 事業所等の所在地及び事業内容」欄に書く必要はありません。